

# IIA国際基準と『金融コングロマリット 監督指針』の比較研究

研究会No.24

(FSFR：IIA基準と金融規制当局ガイドラインの比較研究会)

「C I Aフォーラム」は、C I A資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会（I I A－J A P A N）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。当研究報告書は、C I Aフォーラム研究会No.24が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。同様に、各メンバーの所属する組織の意見を代表するものでもない。本稿が提示する内容は、1つの解釈の仕方に過ぎず、これら内容について何ら保証を与えるものではない。

当研究会では当誌2009年8月号に「I I A国際基準と『金融検査マニュアル』の比較研究」、2009年10月号に「I I A国際基準と『保険検査マニュアル』の比較研究」、2010年5月号に「I I A国際基準と『金融商品取引業者等検査マニュアル』の比較研究」、2010年12月号に「I I A国際基準（2009年1月版）と『金融検査マニュアル』」の比較研究と題して研究報告書を発表している。今回はこの比較対象を『金融コングロマリット監督指針』とした第5弾となる。

今までは、業態ごとの『検査マニュアル』を

対象にしており、継続性の観点からすると、『金融持株会社に係る検査マニュアル』とする案もあった。しかしながら、この中は、銀行持株会社、保険持株会社、証券持株会社の各チェックリストから構成されており、前二者は類似しているが、証券持株会社チェックリストが細分化されていることもあり、一括して検査マニュアルとI I A国際基準と比較することは難しいものと思われた。

『金融コングロマリット監督指針』は監督上の着眼点を網羅的に記載しており、極めて有用である。金融コングロマリットは金融庁組織規則にて定義され、具体的には、金融持株会社グループ、事実上の持株会社グループ、金融機関親会社グループ、外国持株会社等グループの4つに分類されている。このため、今回は『金融持株会社に係る検査マニュアル』ではなく、『金融コングロマリット監督指針』（平成21年6月）を使用して、I I A国際基準（2009年1月版を使用）と比較することとした。

『金融コングロマリット監督指針』の監督目的I－2（1）を見ると、この監督指針作成の経緯及び役割がわかる。

まず、冒頭「我が国では、銀行は銀行業、保険会社は保険業、証券会社は証券業にそれぞれ従事するという専業主義がとられてきたが、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の

解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を通じ、現在の我が国金融においては、コングロマリット化の進展等新たな展開を示している状況にある」と経緯が示されている。

中段では、グループ化に伴うリスクとして、「金融におけるコングロマリット化は、一方で金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性があるが、他方で、グループ化に伴う新たなリスクが顕在化するおそれもある。例えば、金融コングロマリットのリスクとして、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの伝播、リスクの集中等が指摘されているところである」とあり、コングロマリットを監査すべきポイントが述べられている。

最後では、「上記のような金融コングロマリットに伴うリスクに的確に対応し得るよう、本監督指針に掲げる留意点等に基づき、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について、当局として十分な実態把握を行うとともに、必要に応じ適時適切に監督上の措置を講じていくことが重要である」と結び、本監督指針の役割を締め括っている。

作業工程は、Ⅱ金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）を構成する、「経営管理」、「財務の健全性」、「業務の適切性」の中から、内部監査を実施する視点から重要と考えられる事項を選定した。主な重点項目は、「経営管理」では(1)代表取締役、取締役及び取締役会、(3)内部監査部門、(4)グループ内の金融機関の内部

管理の兼職態勢、「財務の健全性」では、リスク管理態勢、「業務の適切性」では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、危機管理体制である。この後、I I A国際基準（実践要綱）との関連づけを行った。

関連づけに際しては、実践要綱と監督指針の内容を見比べながら共通するキーワードに着目し、また、今までの研究報告書と、なるべく整合性が保たれるように留意している。

なお、監督指針の中には『金融検査マニュアル』に記載されているような、監査役と内部監査部門との連携に関する事項は見当たらない。このためもあってか、例えばI I A国際基準2400（結果の伝達）に関係する箇所において、内部監査部門の伝達先としては、代表取締役と取締役会のみとなっている。しかしながら、監督指針のⅡ金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）Ⅱ-1(2)において、監査役監査の重要性は明記されていることを付記しておく。

本研究報告を構成する、I I A国際基準と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver4.8（(社)日本内部監査協会ホームページ<http://www.iiajapan.com/system/CIAFORUM.htm>に掲載されているのでご参照いただきたい）は、チェックリストとして活用できることを念頭に置いて作成したものである。内部監査の品質向上に少しでも寄与し、内部監査に従事する方々にとってお役に立てれば幸いである。なお、本チェックリストをご利用される場合は、(社)日本内部監査協会事務局まで、ご一報いただくようお願いする。

＜C I Aフォーラム研究会No.24メンバー＞

（順不同・敬称略）

高島 康裕	新日本有限責任監査法人（座長）	近藤登喜夫	三井生命保険株式会社
麻生 康浩	ソニー生命保険株式会社	島田 雅夫	日本興亜損害保険株式会社
植田 洋行	J A三井リース株式会社	平岡 正和	マネックスグループ株式会社
碓井 茂樹	日本銀行金融高度化センター	松井 辰樹	住友信託銀行株式会社
大島 誠	みずほ情報総研株式会社	四津 純	株式会社日本政策金融公庫